

市市市協第1692号  
令和5年1月10日

特定非営利活動法人岩槻まちづくり市民協議会 御中

さいたま市長 清水 勇人  
( 公 印 省 略 )

### 市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第29条及びさいたま市特定非営利活動促進法施行条例第6条の規定により、毎事業年度初めの3ヶ月以内に前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出することが義務づけられています。

しかしながら貴法人においては、令和3年度に係る事業報告書等が期限内に提出されておらず、2回にわたる文書督促を行った後も、当該書類が提出されておられません。

つきましては、「さいたま市における『NPO法の認証運用方針』」及び「特定非営利活動法人に対する市民への説明要請実施基準」に基づき、下記のとおり自主的に市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施内容についてさいたま市へ文書により報告するよう要請します。

また、本要請文及びさいたま市に御報告いただいた文書につきましては、市民間の情報共有の観点から、さいたま市ホームページに掲載し公表します。

なお、3年以上にわたって事業報告書等の提出がない場合には、NPO法第43条第1項の規定に基づき、設立認証の取消しの対象となることを申し添えます。

### 記

#### 1 市民への説明

##### (1) 市民への説明を要請する内容

- ア. 事業報告書等の未提出の理由
- イ. 今後の提出の予定

##### (2) 市民への説明の実施方法

市民への説明は、貴法人により自主的に実施されるべきものであり、実施方法については貴法人に委ねられます。参考までに実施方法の例を以下に記載します。

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施

なお、市民への説明の実施については、市民への説明内容を記載した文書をさいたま市に送付し、さいたま市HP上で公開することにより代替することも可能です。さいたま市HP上での市民への説明を希望される場合には、その旨を添えた上で、以下（3）の期限までにさいたま市へ説明文を送付してください。

- （3）市民への説明実施の期限  
令和5年1月30日（月）

## 2 さいたま市への報告

### （1）さいたま市への報告方法

上記1の実施後、市民への説明の実施内容について、文書で下記の項目を報告してください。資料等がある場合には、適宜添付してください。

- ア．市民への説明を実施した日
- イ．市民への説明を実施した場所
- ウ．市民への説明内容

なお、さいたま市HP上で市民への説明を行った場合には、さいたま市への報告は必要ありません。

- （2）さいたま市への報告期限  
令和5年2月6日（月）

## 3 送付書類一覧

- ・市民への説明の要請について（本通知文）
- ・さいたま市における「NPO法の認証運用方針」
- ・特定非営利活動法人に対する市民への説明要請実施基準

〈報告文書提出先及び問合せ先〉

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階  
市民協働推進課

電話番号：048-813-6404

Fax 番号：048-887-0164